

[論 文]

中世の支配者図像における冠

——カロリング朝およびザクセン朝の国王・皇帝図より——

Die Kronen in den Bildern

der karolingischen und sächsischen Kaiser und Könige

田 中 圭 子

Tanaka Keiko

1 はじめに

カロリング家のフランク王カールは、800年にローマ教皇より戴冠され、その地位を皇帝へと高められた。彼の家系に継承された皇帝位はその後ひとたび消滅するも、962年にザクセン出身の東フランク王オットーが教皇から帝冠を受けたことによって復活をとげた。これにより、東フランク王権ないしドイツ王権は、古代ローマに由来する帝権との特別な結合を有するとみなされることとなり、王権と帝権が重なり合う特殊な状況が生じたが、国王・皇帝自身により用いられた称号においては、王号と帝号はほとんどつねに截然と区別され、また国王を皇帝へと高める儀礼としての皇帝戴冠も16世紀まで挙行され続けた⁽¹⁾。

このように、王権と帝権の差異は、称号や戴冠儀礼の次元では中世を通じて保持されたが、それ以外の領域において、なかんずく視覚的イメージにおいては、いかに表象されていたのか、その問いが本稿における研究の出発点となる。ここでまず手がかりとしたいのは、支配権を可視化するしるしとして用いられた種々の権標の中でも、特に重要な意義をもつと考えられる、君主の頭部を飾る冠である。中世の君主は、多くの場合複数の冠を所有し、その形態も一様ではなかったが、それらのうちに国王冠と皇帝冠の差異、あるいはまた王権と帝権に関する理念の表明を見出すことはできるのであろうか。

現在ウィーンの王宮宝物庫に所蔵されている「帝国の権標」(Reichsinsignien)のうちには、「帝国の冠」(Reichskrone)と称される冠も含まれている(図1)。「帝国の冠」、および頭頂をまたぐアーチ(ビューゲル)をもつ点で形態上これと共通するビューゲル冠(Bügelkrone)と総称されるタイプの冠は、帝国における「皇帝冠」であると捉えられがちであるが、実際にそれらが帝権の不変の象徴であったのか、この点はあらためて検証されねばならないであろう⁽²⁾。権標研究に多大な貢献をなしたP.E. シュラムの浩瀚な著作においても⁽³⁾、個別の諸事例に関しては詳細な究明がなされているが、それぞれの冠がもつ象徴としての意義の変遷について、通時的に一貫して把握することが目指された



図1 帝国の冠

わけではなかった。

したがって本稿においては、ビューゲル冠を中心に、他のタイプの冠との共存ないし競合状況の歴史の変遷を明らかにしたうえで、王権あるいは帝権の象徴として機能しえた可能性についての検討を試みたい。但しここでは、ビューゲル冠の起源について略述した後、帝権がフランク人に委ねられたカロリング朝期と、これに続くザクセン朝期までに限定して考察を行う。また、当該時期の諸君主が身につけた冠そのものは現存例が僅少であるため、主として図像史料に基づいて整理、検討する。権標を伴う支配者図像が描かれた媒体としては、印章 (Siegel)、金属印章 (Bulle。本稿では便宜的に金印と略記する)、硬貨、写本画、壁画や彫刻などがあるが、ここでは、シュラムを中心とする研究者たちによって入念に編纂された、中世の国王・皇帝に関する図像史料および遺物の集成に依拠して分析を行うこととする⁽⁴⁾。

2 ビューゲル冠の形態とその起源

ビューゲル冠の基本的な構造は、頭上に載せる環とアーチの組み合わせであり、場合によっては額の上や頭頂に十字架や種々の装飾が付加される。西欧においてビューゲル冠の存在が確認されるのは9世紀以降とされるが⁽⁵⁾、これを構成する環とアーチの形態は、それぞれ古代世界から受け継がれたといわれる⁽⁶⁾。

環状の冠の起源は、ディアデーマや月桂冠などのような丸い輪の形をなす頭飾りに求められる。ディアデーマは、アレクサンドロス大王がオリエントから取り入れて権標としたもので、元来は、帯を額に巻き、後頭部で結んで後ろに垂らす形であった。また、古代ローマの凱旋者の栄誉のしるしであった月桂冠は、帝政期には皇帝の頭上に飾られることとなった。こうした飾りは次第に貴金属や宝石で作られるようになり、中世の冠へとつながるとみられている。

一方、冠に付けられたアーチは、古代ローマやゲルマンの兜に由来すると考えられている。ローマ帝政期の硬貨などにおいて、ビューゲル冠のアーチに類似した飾りをもつ皇帝用の兜の図をみることができる⁽⁷⁾。また、古代末期のゲルマン人の兜の中には、アーチ状に湾曲した複数の「帯」を組み合わせて頭部を覆う半球形を形作ったタイプのもの (Spangenhelm) がある⁽⁸⁾。よって、ビューゲル冠は、その起源においてはディアデーマや月桂冠のような頭飾りと兜を結合したものと考えられているのである。

しかし、ゲルマン人社会において伝統的に王権の象徴とされてきたのは長い髪であり、兜などの被りものが国王によって着用されることはあったにせよ⁽⁹⁾、ただちに権標としての冠の使用が一般化したわけではない。例えばフランク王国においては、メロヴィング家のクローヴィスが508年にディアデーマないし環状の冠を着用したと伝えられるため、こうした頭飾りが王権の象徴とみなされ始めたのは6世紀初頭であろうと推測されている⁽¹⁰⁾。そして、この傾向をさらに推し進めたのはカロリング家であった。8世紀半ばにメロヴィング家に代わって王位についたカロリング家は、その地位の正統性をキリスト教的な塗油と戴冠により表そうとし、これによって支配権の表象としての冠の重要性もより高められたといえよう⁽¹¹⁾。

3 カロリング朝の国王・皇帝と冠

カロリング家の君主たちの図像に表現された権標に関して、まず注目されるのは、皇帝称号を得たカール大帝の硬貨において、月桂冠を戴いた横顔胸像が用いられたことである⁽¹²⁾。これにより、古代ローマに由来する帝権を受け継ぐ者としてのイメージ創出が試みられたといえよう⁽¹³⁾。このタイプの図像はカール大帝の子孫たちにも引き継がれ、9世紀末までの作例が知られているが、その中には、皇帝称号を冠した印章、金印、硬貨のみならず、国王称号を伴う金印や硬貨さえ含まれる⁽¹⁴⁾。また、月桂冠と同じく古代世界に発する権標、ディアデーマが描かれた硬貨や印章も、ロータール1世の時代以降、若干ながら作成された⁽¹⁵⁾。

一方、カール大帝の皇帝金印に用いられた図像は、冠を戴き槍と盾を持つ正面胸像であった(図2)⁽¹⁶⁾。ここに表された冠は、三つの花卉ないし葉のような形を合わせた装飾が額の上に加えられたものである。その後、ルートヴィヒ敬虔帝の皇帝金印、シャルル禿頭王の国王金印にも、このタイプの図像は引き継がれた⁽¹⁷⁾。特徴的な三弁モチーフは、シャルル禿頭王を描いた写本挿画にみられるように(図4、5)⁽¹⁸⁾、様式化された百合の形に変容したと考えられ、このような装飾が付く冠は百合冠(Lilienkrone)と称されている⁽¹⁹⁾。



図2 カール大帝の皇帝金印



図3 玉座のロータール1世(部分、「ロータール1世の福音書」より)

カロリング時代には、百合の装飾を伴うビューゲル冠も図像の中に登場した。9世紀半ばに成立した写本挿画のうちに、少なくとも4例をみることができる。「ロータール1世の福音書」中の玉座のロータール1世像(図3)⁽²⁰⁾、そして「ヴィヴィアンの聖書」(図4)⁽²¹⁾、「黄金写本」とも称される「ザンクト・エンメラムの福音書」(図5)⁽²²⁾、「サン・パオロ・フォリ・レ・ムーラの聖書」⁽²³⁾の3書に含まれるシャルル禿頭王像である。いずれの図においても、冠に左右方向のアーチが付けられていることが明確に確認できる⁽²⁴⁾。

この時点におけるビューゲル冠の出現に、シュラムはビザンツ皇帝に権標の上でも対抗しようとするカロリング家の創意を見出し、この冠の創出をカール大帝の時代に求める可能性さえも示唆している⁽²⁵⁾。つまり、帝権を委ねられる

こととなったカロリング家独自の新たな権標として、ビューゲル冠が位置づけられているのである。しかし、上述の通り、ビューゲル冠はカロリング家の支配者図像に描かれた唯一の冠ではなく、印章、金印や硬貨など、支配権の正統性をより広範かつ直接的に伝える媒体



図4 献呈図(部分、中央：シャルル禿頭王、左右：兵士たち、「ヴィヴィアンの聖書」より)



図5 シャール禿頭王の肖像(部分、「ザンクト・エンメラムの聖書」より)

においては、むしろ三弁モチーフで飾られた冠や月桂冠、ディアデマ等が選択されているのである。よって、国王・皇帝図へのビューゲル冠の導入をカロリング家に帰することができるとしても、このタイプの冠がつねに帝権の象徴として用いられたとはみなしえないのではないだろうか。

4 ザクセン朝の国王・皇帝と冠

カロリング家の男系が東フランク王国において911年に断絶したとき、後継国王に選出されたのはフランケンのコンラート1世であった。彼の没後、918年にはザクセンのハインリヒ1世が国王に推戴され、これが新たな王朝の始まりとなった。しかし、カロリング時代に硬貨の支配者図像において多く用いられた月桂冠は、ザクセン家の君主たちによっては引き継がれず、ディアデマもまた、硬貨等における使用にとどまっている²⁶⁾。これらに代わって、ザクセン朝の支配者図像で圧倒的に数多く用いられた権標は、各種の冠であった。

まず、カロリング期より継承された冠の第一として、三弁モチーフの装飾を伴う冠、もしくは百合冠の例を示す。16世紀に描かれた図によって伝わる、オットー2世の失われた冠²⁷⁾、わずか3才で国王に即位したオットー3世によって用いられたと推測される小径の冠²⁸⁾、「ハインリヒ2世の典礼書」の挿画として描かれた、玉座のハインリヒ2世の図(図6)²⁹⁾などである。

カロリング期に由来する冠の第二はビューゲル冠であるが、ザクセン朝時代には、直立した高いアーチをもつタイプがみられるようになった。このような冠は、オットー1世を表した10世紀後半の象牙板浮き彫りに、すでに登場している(図7)³⁰⁾。多くの権標研究者により10世紀後半に成立したと考えられている「帝国の冠」も、直立したアーチをもつビューゲル冠である(図1)³¹⁾。前述の「ハインリヒ2世の典礼書」に含まれる国王戴冠図にも、アーチ付きの冠が描かれている(図8)³²⁾。また、オットー1世の国王称号を伴う硬貨にはディアデマが表されていたが、皇帝称号を伴うものではビューゲル冠に切り替えられている³³⁾。



図6 玉座のハインリヒ2世(部分、「ハインリヒ2世の典礼書」より)

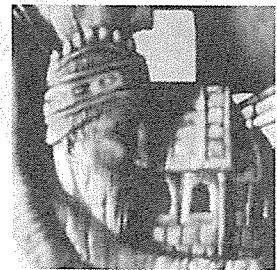


図7 象牙板浮き彫り(部分)

さらに第三の冠の類型として、切妻屋根のように額の上で折れ曲がる形を特徴とする切妻冠 (Giebelkrone) が、オットー 1 世時代より図像表現の中に現れた。オットー 1 世は、皇帝として用いる新たな印章において、コンラート 1 世、ハインリヒ 1 世がカロリング時代の金印から取り入れた図像タイプを一新したのである。槍と盾ではなく、笏ないし杖と宝珠



図 8 戴冠図(部分、「ハインリヒ 2 世の典礼書」より)



図 9 オットー 1 世の皇帝印章 (部分)

を手にした正面胸像を採用し、冠は切妻冠へと変更された (図 9) ³⁴⁾。

オットー 1 世の硬貨や印章における図像表現が示すように、皇帝称号の獲得は、明らかに権標と支配者図像の更新を促す契機となったといえよう。ゆえにビューゲル冠と切妻冠の使用は皇帝にのみ許されたものであり、それら冠は帝権の象徴であったと解する可能性もあろうが、図像表現をみる限り、こうした解釈がつねに妥当するとは言えない。オットー 2 世以降になると、ザクセン朝の君主たちの図像では、ビューゲル冠と切妻冠は国王時代に制作された図においても用いられたからである ³⁵⁾。

また、ザクセン朝時代の約 1 世紀間、もっとも数多く図像に表された冠は切妻冠であり、印章、硬貨、写本画といった媒体においてみることができる ³⁶⁾。これに対し、ビューゲル冠の使用はオットー 1 世の皇帝貨、オットー 3 世とハインリヒ 2 世の国王貨などに限られている ³⁷⁾。よって、図像表現におけるザクセン朝の代表的な冠は、切妻冠であったといえるであろう。

5 おわりに

以上の検討に基づき、カロリング朝およびザクセン朝の国王・皇帝によって用いられた各種の冠のうち、ビューゲル冠を中心にその意義と位置づけについて述べ、本稿の結びとする。

遅くとも 9 世紀半ばにはカロリング家の国王・皇帝図に登場し、また 10 世紀後半のオットー 1 世の図にも表されたビューゲル冠は、それぞれの家系による帝権獲得と関連づけて把握することが可能である。しかし、支配者図像において、ビューゲル冠の使用は必ずしも皇帝のみに限定されておらず、この冠が皇帝の地位を示す唯一の権標であったということとはできない。例えばカロリング期には月桂冠などが、またオットー 1 世の皇帝戴冠後は切妻冠が、むしろ優越していたともみなしうるのである。

したがって、現存する「帝国の冠」を含めビューゲル冠一般を、アプリアに皇帝冠、すなわち帝権の象徴と捉えることには問題があると考えられる。その意義については、各時代に固有の王権・帝権理念や具体的な政治状況、さらに図像表現がなされた媒体の特性なども十分に考慮しつつ ³⁸⁾、慎重に見極めてゆく必要があるだろう。本稿においては、ザクセン朝期末までの事例を取り上げて検討を行ったが、11 世紀半ば以降についても同様の分析を行うことにより、権標としての冠の意義とその変遷について、全体的な見通しを得ることができよう。以上の諸点を今後の課題とし、稿をあらためて取り組むこととしたい。

註

- (1) 1530年にポーニャで挙行されたカール5世の皇帝戴冠が、帝国史上最後の例となった。これに先立つ世代の国王・皇帝称号の用法については、拙稿『『選挙されたローマ皇帝』—神聖ローマ皇帝フリードリヒ3世・マクシミリアン1世の称号—』、『日欧文化社会史研究—グローバル化のなかのヨーロッパ・日本—』大分県立芸術文化短期大学共同論集、2004年、65～81頁。
- (2) 15・16世紀には、ビューゲル冠は帝権のみならず王権の表象としても用いられたといえる。拙稿「王権・帝権の象徴としての冠 —15・16世紀神聖ローマ帝国の事例より—」、『西洋史学論集』43号、2005年、39～55頁。
- (3) 権標研究史の概略については、同上、39～40頁。シュラムの原著としては、Percy Ernst Schramm, *Herrschaftszeichen und Staatssymbolik*, 3 Bde, Stuttgart, 1954/1956 (以後、*Herrschaftszeichen*と略記する); id., *Kaiser, Könige und Päpste*, 5 Bde, Stuttgart, 1968/1971.
- (4) Percy Ernst Schramm, *Die deutschen Kaiser und Könige in Bildern ihrer Zeit 751-1190*, hrsg. v. Florentine Mutherich, Neuaufl., München, 1983 (以後、*Die deutschen Kaiser und Könige*と略記する); Percy Ernst Schramm/Florentine Mutherich, *Denkmale der deutschen Könige und Kaiser. Ein Beitrag zur Herrschergeschichte von Karl dem Großen bis Friedrich II. 768-1250*, München, 1962 (以後、*Denkmale*と略記する)。
- (5) 887年に没したブルグント王ボゾーの二重ビューゲル冠が知られている。この冠は現存しないが、その外観は17世紀の素描によって伝わる。なお、頭頂で直交する二つのアーチをもつ冠を、二重ビューゲル冠(Doppelbügelkrone)と呼ぶ。*Herrschaftszeichen*, Bd. 2, S. 398ff., Abb. 50.
- (6) 西欧の冠の起源については、*Ibid.*, Bd. 2, S. 377-417; Hermann Fillitz, *Die Schatzkammer in Wien: Symbole abendländischen Kaisertums*, Salzburg-Wien, 1986, S. 18.
- (7) Andreas Alföldi, "Eine spätrömische Helmform und ihre Schicksale im germanisch-romanischen Mittelalter", in: *Acta Archaeologica*, Bd. 5, 1934, S. 99-144.
- (8) *Herrschaftszeichen*, Bd. 2, S. 389ff.; *Reallexikon der Germanischen Altertumskunde*, Bd. 14, Berlin-New York, 1999, S. 330ff.
- (9) *Herrschaftszeichen*, Bd. 1, S. 136f.
- (10) *Ibid.*, Bd. 1, S. 137f. トゥールのグレゴリウスの記述にもとづく。トゥールのグレゴリウス、兼岩正夫・臺幸夫訳『歴史十卷（フランク史）I』東海大学出版会、1975年、168～171頁。
- (11) メロヴィング家の王を廃して自ら王位についたピピン3世は、おそらくフランク王国史上はじめて塗油とともに戴冠を行った人物とみなされている。Rudolf Schieffer, *Die Karolinger*, 3. Aufl., Stuttgart-Berlin-Köln, 2000, S. 62.
- (12) *Die deutschen Kaiser und Könige*, S. 149f., Nr. 6.
- (13) 具体的なモデルについては、コンスタンティヌス大帝の硬貨、トラヤヌス帝の硬貨、あるいはローマ皇帝由来のゲンマに彫られた像など諸説がある。*Ibid.*, S. 39ff., 149.
- (14) 例えば、ルートヴィヒ敬虔帝の皇帝印章、皇帝貨。*Ibid.*, Nr. 12, 13, 15. ロータル1世の皇帝金印、皇帝貨。*Ibid.*, Nr. 19, 20. シャルル禿頭王の国王金印、国王貨。*Ibid.*, Nr. 33, 35. カール3世の皇帝印章、皇帝金印。*Ibid.*, Nr. 54-56; Percy Ernst Schramm, "Die Metallbullen der Nachfolger Karls des Grossen," in: id., *Kaiser, Könige und Päpste*, Bd. 2, Stuttgart, 1968, S. 45-74 (以後、"Die Metallbullen"と略記する)。多くの図像表現が存在するにもかかわらず、カロリング家の君主たちが実際に月桂冠を頭に戴いたことはなかったといわれる。*Herrschaftszeichen*, Bd. 2, S. 380f.
- (15) 例えば、ロータル1世の硬貨。*Die deutschen Kaiser und Könige*, Nr. 20. 1h. ルートヴィヒ2世の皇帝印章。*Ibid.*, Nr. 25. また、ロータル1世ないしロータル2世に帰されている水晶の印章。*Ibid.*, Nr. 28; *Denkmale*, S. 125, Nr. 30.
- (16) *Die deutschen Kaiser und Könige*, Nr. 5. Percy Ernst Schramm, "Karls der Große im Lichte seiner Siegel und Bullen sowie der Bild- und Wortzeugnisse über sein Aussehen," in: id., *Kaiser, Könige und Päpste*, Bd. 2, S. 34-44.
- (17) *Die deutschen Kaiser und Könige*, Nr. 14, 34; "Die Metallbullen", S. 45-62.

- (18) *Die deutschen Kaiser und Könige*, Nr. 36-38, 40, 41. 註(21)-(23)参照。
- (19) *Herrschaftszeichen*, Bd. 2, S. 413ff. キリスト教的象徴としても大きな意味をもつ百合のモチーフは、シャルル禿頭王に非常に好まれ、冠のみならず笏の装飾としても用いられたといわれる。
- (20) バリ、国立図書館所蔵。 *Die deutschen Kaiser und Könige*, S. 161f., Nr. 21.
- (21) バリ、国立図書館所蔵。 *Ibid.*, S. 166f., Nr. 36.
- (22) ミュンヘン、バイエルン国立図書館所蔵。 *Ibid.*, S. 170f., Nr. 40.
- (23) ローマ、サン・パオロ・フオリ・レ・ムーラ修道院所蔵。 *Ibid.*, S. 170ff., Nr. 41.
- (24) 「ロータール1世の福音書」と「ヴィヴィアンの聖書」にみられる冠の唐草様装飾は、王の両側に控える兵士たちの兜と共通する形態であり、ビュージェル冠の起源のひとつは装飾された兜にあることを示している。
- (25) Percy Ernst Schramm, "Die Bügelkrone, ein karolingisches Herrschaftszeichen," in: id., *Kaiser, Könige und Päpste*, Bd. 2, S. 99-109.
- (26) オットー1世の国王貨2例。 *Die deutschen Kaiser und Könige*, S. 187f., Nr. 84.1-2. オットー2世の国王・皇帝貨1例。 *Ibid.*, S. 193, Nr. 90. オットー3世の皇帝金印1例、国王貨6例、装飾用円盤 (Brakteaten) 2例。 *Ibid.*, S. 199-202, Nr. 102, 103.1-6, 103.17, 103.19. ハインリヒ2世の国王貨6例、皇帝貨1例、装飾用円盤3例。 *Ibid.*, S. 211-214, Nr. 120.2-4, 120.12, 120.18, 120.29, 120.37, 120.39-40.
- (27) *Denkmale*, S. 143, Nr. 71.
- (28) *Ibid.*, S. 147, Nr. 81. 現在、この冠はエッセン大聖堂所蔵の聖母像頭部に飾られている。
- (29) ミュンヘン、バイエルン国立図書館所蔵。 *Die deutschen Kaiser und Könige*, S. 96, 215f., Nr. 124. これは百合装飾とアーチの双方を伴う冠であり、「ザンクト・エンメラムの福音書」中のシャルル禿頭王の図を模倣したとみなされている。三弁モチーフ装飾が付いた冠のその他の例は、オットー3世を描いた写本画にみられる。 *Ibid.*, S. 205, Nr. 108.
- (30) *Ibid.*, S. 74, 188f., Nr. 85; *Denkmale*, S. 141f., Nr. 68.
- (31) 「帝国の冠」の制作時期をめぐる研究史については、Gunther G. Wolf, *Die Wiener Reichskrone*, Wien, 1995, S. 11f.; Mechthild Schulze-Dörrlamm, *Die Kaiserkrone Konrads II. (1024-1039)*, Sigmaringen, 1991, S. 23ff. 現存するアーチは「帝国の冠」本体より新しく、コンラート2世時代の作とされている。これ以前の冠の形状については、かつては二重ビュージェル冠であったと推測されていた。Eduard Eichmann, *Die Kaiserkrönung im Abendland*, Bd. 2, Würzburg, 1942, S. 70f. その後、当初から直立アーチの一重ビュージェル冠であったとする見解が提出された。Hermann Fillitz, "Studien zur römischen Reichskrone", in: *Jahrbuch der Kunsthistorischen Sammlungen in Wien*, Bd. 50, 1953, S. 26f. このような冠の形態を、皇帝戴冠の際にミトラの上に冠を重ねる慣行と関連づけた見方は、*Herrschaftszeichen*, Bd. 1, S. 69f.; Georg Johannes Kugler, *Die Reichskrone*, 2. Aufl., Wien-München, 1986, S. 24. なお、冠本体もアーチ同様コンラート2世時代に成立したとして、既存の年代推定を批判した研究は、Schulze-Dörrlamm, *op. cit.*
- (32) 註(29)参照。 *Die deutschen Kaiser und Könige*, S. 95, 215f., Nr. 124. このほか、オットー1世の皇帝貨3例、オットー3世の国王貨1例。 *Ibid.*, S. 187f., 200f., Nr. 84.3-5, 103.8.
- (33) オットー1世の国王貨2例。 *Ibid.*, S. 187f., Nr. 84.1-2. 皇帝貨については註(32)参照。
- (34) 切妻冠の導入は、同時代のビザンツ皇帝図像の影響であると考えられている。 *Ibid.*, S. 186f., Nr. 83.
- (35) ビュージェル冠を用いた国王図の例は、オットー3世の国王貨。 *Ibid.*, S. 200f., Nr. 103.8. ハインリヒ2世の国王貨および国王時代に成立した写本挿画。 *Ibid.*, S. 211ff., Nr. 120.15, 124. 切妻冠を用いた国王図の例は、オットー2世、オットー3世の国王印章。 *Ibid.*, S. 193, 198f., Nr. 87, 96-97. オットー3世の国王時代に成立した写本挿画。 *Ibid.*, S. 203-205, Nr. 105-107.
- (36) 註(34)、(35)参照。それ以外の例は、オットー2世、オットー3世の皇帝印章。 *Ibid.*, S. 193, 198f., Nr. 88-89, 98-99. オットー3世、ハインリヒ2世の皇帝貨。 *Ibid.*, S. 200ff., 211ff., Nr. 103.11, 120.34-120.36. オットー3世時代の写本挿画。 *Ibid.*, S. 205ff., Nr. 109, 110, 112.
- (37) 註(32)、(35)参照。
- (38) 例えば、カロリング家の宮廷に近い環境で成立したと考えられる写本画にビュージェル冠が表されていることは、この冠の使用に対する君主側の何らかの意志の存在を予想させる。また、国王図に用いられたビュージェル冠については、王権の象徴であるにとどまらず、帝権要求の表現でもあると解釈する可能性もあろう。

図版出典

- (図1) Kunsthistorisches Museum Wien (hrsg.v.), *Weltliche und Geistliche Schatzkammer Bildführer*, 2. Aufl., Wien, 1991.
- (図2～9) Percy Ernst Schramm, *Die deutschen Kaiser und Könige in Bildern ihrer Zeit 751-1190*, hrsg.v. Florentine Mutherich, Neuauf., München, 1983.